

平成21年度税制改正大綱のポイント

与党は12月12日に「平成21年度税制改正の大綱」を決定しました。この大綱は、平成21年度税制改正案として通常国会に提出され、順調に進めば3月に成立、4月から施行される見込みです。

法人税制

● 中小企業等に対する法人税の軽減税率の2年間引下げ

平成21年4月1日～平成23年3月31日までに終了する各事業年度に適用する。

所得金額	現状の税率	税制改正大綱
800万円以下	22%	18%
800万円超	30%	30%

● 中小企業等の欠損金の繰戻し還付の復活

当事業年度に欠損金が生じた場合に、前事業年度に納付した税金の還付請求できる「欠損金の繰戻し還付」が平成21年2月1日以後に終了する事業年度から復活する。

● 同族会社の株式に係る相続税、贈与税の納税猶予制度の創設（後掲）

個人所得税制

● 住宅ローン控除

従来の住宅ローン控除制度は、平成20年中の新規居住分で終了することになっていましたが、下記の5年間に新規取得した場合も適用できることとなります。

なお、長期優良住宅で一定の場合には、控除率等に優遇措置があります。

また、当該年度分の所得税から控除して控除し切れない残額がある場合には、翌年分の住民税から減額されます。（但し、限度額あり）

新規居住年	住宅借入金の年末残高限度額	控除率	控除期間
平成21年	5,000万円	1%	10年間
平成22年	5,000万円	1%	10年間
平成23年	4,000万円	1%	10年間
平成24年	3,000万円	1%	10年間
平成25年	2,000万円	1%	10年間

● その他の住宅税制

- ① 長期優良住宅（いわゆる200年住宅）の新築等をした場合の所得税額の特別控除の創設
- ② 住宅省エネ改修工事をした場合の所得税の特別控除の創設
- ③ 住宅バリアフリー改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設
- ④ 住宅耐震改修工事をした場合の所得税額の特別控除を5年延長

- ⑤ 住宅用家屋の所有権の保存登記に係る登録免許税の軽減税率を2年延長

※①～⑤について、借入金要件はありません。

土地税制

● 平成21年及び平成22年中に取得した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

上記の2年の間に土地等を取得して5年超後に譲渡した場合には、譲渡益のうち1000万円を非課税とする。（法人も同様）

● 平成21年及び平成22年中に土地等を先行取得した場合の事業用固定資産の買い替え特例の創設

上記の2年の間に土地等を先行取得し届出書を提出している場合で、10年以内に、他の土地等を譲渡した場合には、他の土地等の譲渡益について80%（平成22年中に土地等を先行取得した場合は60%）を限度として圧縮記帳（繰り延べ）できることとする。

● 長期（10年超）所有の事業用土地建物等の買い替え特例を3年延長する

● 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を5年延長する

● 土地の売買による所有権移転登記の登録免許税について、平成21年4月1日以後引き上げることとされていた税率を2年間据え置き、平成23年4月1日から段階的に引き上げる

相続税制

● 同族会社株式に係る相続税の納税猶予制度の創設（平成20年10月1日以後の相続）

経営承継円滑化法に基づき経済産業大臣の認定を受けた一定の非上場会社の後継者（以下、経営承継相続人という）が、同族会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人の相続税額のうち相続等により取得した株式（発行株式の3分の2限度）の80%に対応する相続税額について経営承継相続人の死亡の日まで納税を猶予し、一定の場合には、その猶予税額の納付を免除する。

● 同族会社株式に係る贈与税の納税猶予制度

同族会社を経営していた親族から、後継者が経済産業大臣の認定を受けて贈与によりその保有株式等を取得した場合で一定の場合には、その贈与株式に係る贈与税の納付を猶予する。

贈与者の死亡時には引き続き保有する株式等を相続により（贈与時の時価で）取得したものとみなす。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。